

開設準備検討会設置要綱

(設置)

第1条 「県立高校再編の実施計画」(平成30年12月11日富山県総合教育会議決定。以下「実施計画」という。)に定める再編によって設置される高等学校(以下「新高校」という。)の開設準備に係る共通課題について検討するため、開設準備検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、実施計画に基づき、次の事項について検討する。

- (1) 高校再編に係る学習活動や学校行事、部活動等に関すること。
- (2) 新高校の名称、校歌、校章等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新高校の開設準備に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、教育関係者、保護者、経済界関係者等のうちから教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会の会議を進行し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会の会議は、公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあると認める場合その他公益上必要があると認められる場合は、会長と委員の協議により、これを公開しないことができる。

(幹事)

第7条 検討会に幹事を置く。

- 2 幹事は、富山県教育委員会事務局職員のうちから教育長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、検討会の事務を処理する。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、富山県教育委員会県立学校課に置く。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。